

市役所内での各種手続きについて、ご説明と申請書作成のお手伝いをする **おくやみ窓口** を開設しております。  
お気軽にご利用ください。 手続きは、各課の窓口となります。

場 所 葵区役所 1階 5番窓口  
 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分  
 (手続きに時間がかかるため、午後4時30分頃までにお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。)  
 電話番号 054(221)1119(窓口専用)  
おくやみ窓口 での手続きは、ご葬儀が終了してからになります。  
 ご利用の予約(翌々開庁日以降)もお受けいたします。  
 窓口の状況によっては、お待ちいただく場合があります。  
おくやみ窓口 をご利用にならず、直接担当の窓口へ行って手続きをしていただくことも可能です。

## おくやみ窓口

### 各課の手続き

窓口	戸籍住民課 (1階)	054-221-1061
	<p><b>死亡届と火葬予約</b></p> <p>【備考】                      死亡の事実を知った日を含め7日以内(国外で死亡の時は3か月以内)に提出してください。                      (時間外や休日は、青葉通り側入口、右側1階の警備員室で受付します。)                      火葬許可証、斎場利用許可証、霊柩自動車利用許可証(利用される方のみ)を交付します。                      市内の静岡斎場、清水斎場、庵原斎場をご利用いただけます。(全ての方に斎場使用料が掛かります。)                      市外で死亡し、静岡市で火葬を希望する場合や、他市で火葬を希望する場合などは戸籍住民課の埋火葬担当にお問い合わせください。                      亡くなった方の配偶者が外国籍の方の場合には、別途地方出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。(名古屋出入国在留管理局静岡出張所 054-653-5571)</p> <p>【持ち物】 死亡届(死亡時に病院等が交付)</p>	
窓口	保険年金課 (1階)	保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
	<p>【届出人】 相続人代表者または親族</p> <p>国民健康保険に加入している世帯の世帯主が死亡した場合</p> <p>国民健康保険に加入している人が死亡した場合</p> <p>後期高齢者医療制度に加入している人が死亡した場合</p> <p>【持ち物】                      届出人の本人確認書類                      ・写真付きのもの(下記から1点)                      運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など                      ・写真のないもの(下記から2点)                      被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳(基礎年金番号通知書)など                      個人番号(マイナンバー)がわかるもの[マイナンバーカード、通知カード]                      預金通帳[相続人代表・喪主(同じ場合は1冊)、年金請求者(区役所で請求できる方)]                      葬祭費の請求に必要なもの                      ・<u>ご葬儀の領収書・訃報・会葬礼状のいずれか1点</u>                      国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証  <u>亡くなられた方が世帯主だった場合</u>で、国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は、<u>加入者全員の被保険者証</u>                      各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)                      特定医療(指定難病)受給者証                      介護保険被保険者証                      身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、                      重度心身障害者医療費助成金受給者証                      上記以外で、市(区)役所から交付された証書等                      年金証書・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの(国民年金のみの場合)                      紛失やご不明な点のご相談は、<b>おくやみ窓口</b> にお問い合わせください。</p>	
	<p>国民年金のみに加入していた場合</p> <p>○未支給年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金などの請求                      (旧法の国民年金受給者や3号被保険者期間のある受給者を除く)                      請求に必要な持ち物や提出物は各手続により異なりますので、書類をご用意いただく前に国民年金係までお問い合わせください。                      年金生活者支援給付金を受給していた場合、未支払い分の請求も同時にできます。</p>	
	<p>厚生年金、共済年金に加入していた場合は、区役所ではお手続きできません。</p> <p>【厚生年金】○未支給年金・遺族厚生年金などの請求                      「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)にお問い合わせ後、                      「予約受付専用電話」(0570-05-4890)で予約をしてからの手続きになります。                      お問い合わせの際は、死亡した方の基礎年金番号が必要です。なお不明な方は、静岡年金事務所(054-203-3707)へお問い合わせください。</p> <p>【共済年金】各共済組合にお問い合わせください。</p>	

窓口 高齢介護課（２階）		介護保険第１、第２係 ０５４-２２１-１１８０
介護保険被保険者証を持っている方が死亡した場合	【届出人】 家族親族等 【持ち物】 介護保険被保険者証（窓口にお持ちいただかなくても手続きできます） 負担割合証・負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方のみ) 相続人の預貯金通帳	
外国人高齢者福祉手当を受けている方が死亡した場合	手続きが必要ですので、【高齢者福祉課 高齢者支援係 ０５４-２２１-１２０１】へご連絡ください。	

窓口 障害者支援課（２階）		6 番窓口 ０５４-２２１-１０９９ 7・8 番窓口 ０５４-２２１-１５８９
身体障害者手帳をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 身体障害者手帳 タクシー券（支給を受けている場合） 紙おむつ券（支給を受けている場合）	
療育手帳をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 療育手帳 タクシー券（支給を受けている場合） 紙おむつ券（支給を受けている場合）	
福祉電話を使用している方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 電話機がレンタルの場合は電話機	
特別児童扶養手当 重度心身障害児扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当を受けている方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 手当証書、相続人の口座がわかるもの。（特別児童扶養手当の受給者） 相続人の口座がわかるもの。（特別児童扶養手当以外の受給者）	
重度心身障害者医療費助成金受給者証(身体・知的)をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 受給者証（精神障害者分は除く） 相続人の口座のわかるもの	
心身障害者扶養共済制度に加入している方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 加入証書 死亡診断書 その他の持ち物については、個別に確認が必要となりますので、障害者支援課支援係へお問合せください。	
障害福祉サービスを受けている方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族またはその依頼を受けた方 【持ち物】 障害福祉サービス受給者証	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 精神障害者保健福祉手帳	
自立支援医療（精神通院）を受けている方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 自立支援医療受給者証（精神通院）	
重度心身障害者医療費助成金受給者証（精神）をお持ちの方が死亡した場合	【届出人】 家族、親族 【持ち物】 受給者証（精神障害者分に限る） 相続人の口座のわかるもの	

窓口	子育て支援課（２階）	給付係	054-221-1093 054-221-1095	
	<p>児童手当の受給者が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 子の親等（子の新しい監護養育者）</p> <p>新しい監護養育者名義の普通預金通帳            新しい監護養育者名義の健康保険証            中学生以下の子のうち最年長の子名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など）            窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等）</p> <p>【持ち物】 <b>新しい監護養育者のマイナンバー確認に必要な書類</b>            マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票            代理人が届出をする場合、新しい監護養育者が記載した委任状が必要になります。            （委任状の書式は静岡県ホームページからダウンロードできます）            監護養育者の配偶者及び市外で別居の児童もマイナンバーの記載が必要です。            その他状況により他の書類が必要となることもあります。            上記のものがなくても申請はできますので、まずはお相談ください。</p>		
	<p>児童手当の対象児童が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 受給者</p> <p>【備考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。</p>		
	<p>児童手当の算定対象児童が死亡した場合 （15歳以上18歳以下）</p>	<p>【届出人】 受給者</p> <p>【備考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。</p>		
	<p>児童扶養手当の受給者が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 親族又は対象児童</p> <p>児童扶養手当証書            受給対象児童名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など）</p> <p>【持ち物】 支給停止の者は除く            窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等）            詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。</p>		
	<p>児童扶養手当の受給対象児童が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 受給者</p> <p>【持ち物】 児童扶養手当証書            詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。</p>		
	<p>母子家庭等医療費助成金の受給者又は対象児童が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 受給者、親族又は対象児童</p> <p>母子家庭等医療費助成金受給者証            受給対象児童名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの（通帳など）</p> <p>【持ち物】 （受給者死亡の場合）            窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等）            詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。</p>		
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人連帯借受人又は連帯保証人が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 借受人、連帯借受人及び連帯保証人又は親族</p> <p>【備考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。</p>		
	<p>夫が死亡して母子家庭となった場合、又は妻が死亡して父子家庭となった場合</p>	<p>詳しくは、子育て支援課給付係へお問い合わせください。</p>		
	<p>児童の両親が死亡した場合</p>	<p>詳しくは、子育て支援課給付係へお問い合わせください。</p>		
	<p>子ども医療費受給者証を持っている子どもが死亡した場合</p>	<p>「子ども医療費受給者証」を返却してください。（郵送可・代理人可）            受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。</p>		
	<p>こども園・保育園等に通園（申込）している児童・父母・同居家族が死亡した場合</p>	<p>【届出人】 保護者</p> <p>【持ち物】 支給認定証</p> <p>保護者が届け出てください。            （園児が死亡した場合は退園届を、父母又は同居家族が死亡した場合は変更届を提出していただきます。）</p> <p>【備考】 支給認定証の返却又は変更が必要となります。            （保護者以外の同居家族の場合を除く。）</p>		

窓口	<b>市民税課（２階）</b>		普通徴収第１係 ０５４-２２１-１０４１ 軽自・諸税係 ０５４-２２１-１２１８
②②	市民税・県民税の納税義務者が死亡した場合	【持ち物】 納税通知書（ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの） 【備考】 相続人代表者指定届を提出していただきます。普通徴収第１係にお問い合わせください。	
②④	原動機付自転車（１２５ccまで）の所有者が死亡し、市内の他の人に譲る場合（名義変更）	【持ち物】 ナンバープレート 標識交付証明書 窓口に来る方の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）	
	原動機付自転車（１２５ccまで）の所有者が死亡し、廃棄処分する場合（廃車）	【持ち物】 ナンバープレート 標識交付証明書 窓口に来る方の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）	
【その他】原動機付自転車（１２５ccまで）以外の問い合わせについては下記をお願いします。			
バイク（１２５cc超～）と普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当（０５０-５５４０-２０５０）			
軽三輪・軽四輪車（６６０ccまで） 軽自動車検査協会静岡事務所（０５０-３８１６-１７７６）			

窓口	<b>固定資産税課（２階）</b>		土地第１係 ０５４-２２１-１０４６ 家屋第１係 ０５４-２２１-１０４７
②⑥	固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡した場合	【持ち物】 納税通知書 相続人代表者指定（変更）届、固定資産現所有者申告書を提出していただきます。固定資産税課土地第１係・家屋第１係へお問い合わせください。 【備考】 尚、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、令和６年４月１日より不動産に対する相続登記の申請が義務化されます。上記現所有者に関する申告に基づいた課税は暫定的であるため、早期の相続登記手続き（静岡地方法務局等）を併せてお願い致します。	
【その他】不動産（土地・建物）を管轄している法務局に相続登記の申請が必要です。詳しくは下記に直接お問い合わせください。			
静岡司法書士会 連絡先：０５４-２８９-３７０４ 電話無料相談 月～金 １４：００～１７：００			
静岡地方法務局 連絡先：０５４-２５４-３５５５ 音声ガイダンス５番			
静岡県土地家屋調査士会 連絡先：０５４-２８２-０９１０ 土地の境界問題の相談無料・予約制			

<b>納税課（３階）</b>		納税推進係 ０５４-２２１-１０３１
市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した場合	【持ち物】 納税通知書 【備考】 納税推進係にお問い合わせください。	

窓口	<b>お客様サービス課（２階）</b>		上下水道お客様サービスセンター ０５４-２５１-１１３２
②①	水道、下水道をご使用しなくなったとき、又は名義変更をするとき 井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	【届出人】 家族又は親族（電話にてご連絡ください。） 【備考】 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 ０５４-２５１-１１３２】 受付時間 月曜～金曜（祝日・１２／２９～１／３を除く）午前８時３０分～午後７時 ただし、３・４月は、土・日・祝日の午前８時３０分～午後５時受け付けます。	
	口座振替納付をご利用する場合	【備考】 金融機関の窓口でお申し込みください。 持ち物 お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等 通帳 お届け印 静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも可能です。 持ち物 対象金融機関のキャッシュカード 顔写真付きの身分証明書 使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 市内の他住居で口座振替をご利用されていた方は、名義変更をした住居でも、引き続き同じ口座をご利用いただけます。名義変更のお申し込みの際、一緒にお申し込みください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問い合わせください。	

<b>静岡市まちづくり公社（市営住宅）（5階）</b>		054-221-1253
市営住宅の名義人が死亡した場合	5階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。	
同居人が死亡した場合	【備考】	異動届の提出（用紙は5階静岡市まちづくり公社にあります。）
	【持ち物】	世帯全員が記載されている住民票で死亡の確認ができるもの（続柄・本籍記載）

<b>廃棄物対策課（13階）</b>		浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りが廃止になる場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合	【届出人】家族（電話でも可）	

<b>戸籍管理課（15階）</b>		霊園・斎場係 054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者（名義人）が死亡した場合（墓地利用権承継申請）  死亡届出後、戸籍管理課へお越しください。市営墓地利用権承継申請書をお渡しします。	【届出人】	遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方
	【持ち物】	市営墓地利用権承継申請書 市営墓地利用許可証 世帯全員の住民票・戸籍謄本 名義人の死亡が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本 承継者と名義人との関係がわかる戸籍 その他、必要に応じて同意書等 後日、提出または郵送していただきます。 清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。
市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した場合（納骨堂利用権承継申請）  死亡届出後、戸籍管理課へお越しください。納骨堂利用権承継申請書をお渡しします。	【届出人】	遺族の中で、当該納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方
	【持ち物】	納骨堂利用権承継申請書 納骨堂期限付利用許可証 世帯全員の住民票・戸籍謄本 名義人の死亡が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本 承継者と名義人との関係がわかる戸籍 その他、必要に応じて同意書等 後日、提出または郵送していただきます。

<b>市民自治推進課（15階）</b> （1、2は申請場所が異なります）		自治活動支援係 054-221-1265
恩給受給者（旧軍人関係）が死亡した場合 1	手続きは市民自治推進課では行っておりません。 直接、総務省恩給相談室（03-5273-1400）へ電話連絡してください。問い合わせには恩給証書の記号番号が必要です。月曜日から金曜日（祝休日を除く）の午前9時から午後5時まで	
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金・遺族年金等の受給者が死亡した場合 2	手続きは市民自治推進課では行っておりません。 直接、厚生労働省援護・業務課（03-5253-1111 内線：障害年金3429、遺族年金3443）へ電話連絡してください。問い合わせには証書記号番号が必要です。詳しくは厚生労働省から受給者本人あてに送付されている「援護年金受給者のしおり」を参考にしてください。	
戦傷病者手帳を持っている人が死亡した場合	【届出人】	親族
	【持ち物】	戦傷病者手帳 死亡したことが確認できる書類（戸籍、住民票など） 未使用の乗車券引換証（ある人のみ） 届出者の本人確認書類

<b>農業委員会事務局（16階）</b>		農政係 054-221-1483
農業者年金の受給者が死亡した場合	国民年金の手続き後、農政係へお問い合わせください。	
農地を相続した場合	農政係へお問い合わせください。	

庁 舎 外

**門 屋 浄 水 場** 水道施設課 葵北施設係 054-207-9470  
**水 道 施 設 課** ( 葵 区 門 屋 9 9 門 屋 浄 水 場 )

死亡により市営簡易水道を使用しなくなった場合又は名義変更をする場合  
 対象区域：井川、日向、坂ノ上

【届出人】 家族、親族（電話でも可）

**動物指導センター** 静岡市葵区産女953番地 動物指導第1係（葵区・駿河区） 054-278-6409  
 静岡市清水区役所2階 動物指導第2係（清水区） 054-354-2403  
 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所地域振興係（清水区蒲原） 054-385-7730

犬の飼い主として登録してある人が死亡した場合

電話連絡可（犬が死亡した場合も連絡して下さい。）  
 マイクロチップが装着された犬の場合、市への連絡が不要になる場合があります。

**市立図書館各館**

図書館カードの交付を受けている人が死亡した場合  
 市外局番（054）

【届出人】 図書館カードを預かっている家族

【連絡先】

中 央 図 書 館	2 4 7 - 6 7 1 1	北 部 図 書 館	6 5 3 - 1 8 1 7
御 幸 町 図 書 館	2 5 1 - 1 8 6 8	麻 機 分 館	2 4 8 - 5 0 3 5
藁 科 図 書 館	2 7 8 - 4 1 0 0	美 和 分 館	2 9 6 - 6 5 0 1
南 部 図 書 館	2 8 8 - 2 1 5 1	清 水 中 央 図 書 館	3 5 4 - 1 3 3 1
西 奈 図 書 館	2 6 5 - 2 5 5 6	清 水 興 津 図 書 館	3 6 0 - 4 3 1 1
長 田 図 書 館	2 5 9 - 7 8 7 8	蒲 原 図 書 館	3 8 8 - 3 4 5 6

**保健所** 医療援護係 054-249-3170  
**保健予防課** 難病支援係 054-249-3177  
 ( 郵 送 可 の 場 合 の 宛 先 ) 〒 4 2 0 - 0 8 4 6 静岡市葵区城東町24番1号 静岡市保健所 保健予防課

医療援護係	小児慢性特定疾病医療受給者が死亡した場合	【届出人】 家族（郵送可） 【持ち物】 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
	自立支援医療（育成医療）受給者が死亡した場合	【届出人】 家族（郵送可） 【持ち物】 自立支援医療受給者証（育成医療）
	未熟児養育医療受給者が死亡した場合	【届出人】 家族（郵送可） 【持ち物】 養育医療券
	被爆者健康手帳を持っている人が死亡した場合（葬祭料の申請）	【届出人】 家族または葬祭執行者 事前に担当までお問い合わせください。 【持ち物】 被爆者健康手帳 死亡診断書又は死体検案書 葬祭を行ったことを判断できる書類(葬儀の案内等) 申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの 申請者の認印 被爆者が手当てを受けている場合は手当証書等
難病支援係	特定医療(指定難病)受給者が死亡した場合	【届出人】 家族（郵送可） 【持ち物】 特定医療（指定難病）受給者証（郵送時、受給者証の左上に死亡日を記入）

**中山間地振興課（静岡市林業センター2階）** 森林・林業係 054-294-8807

森林の土地を相続した場合

【備 考】 森林法第5条に該当する山林の相続が発生した場合  
 所有者となった日から90日以内に、提出または郵送していただきます。  
 相続の場合  
 財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。  
 (森林法第5条の該当箇所については静岡県森林情報共有システムで確認できます)

【届出人】 新たに森林の土地の所有者となった方

【持ち物】 森林の土地の所有者届出書  
 その森林の土地を示す図面(任意の図面)  
 その土地の登記事項証明書(写し可)、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど、権利を取得したことが分かる書類